

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第28条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成18年12月22日

京都市長 桜本 賴兼

1 入札に付する事項

(1) 貸借件名

- ①教育コンピュータ賃借（紫野、日吉ヶ丘、塔南、音楽高等学校）
- ②教育コンピュータ賃借（洛陽工業高等学校）

(2) 貸借案件の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり

(3) 貸借期間

- ①平成19年4月1日から平成24年3月31日まで
- ②平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 納入場所

仕様書のとおり

2 入札参加資格に関する事項

一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日において現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で、一般競争入札参加資格の確認の結果の通知日の前日までに平成18年12月5日付け京都市告示第290号（以下「告示」という。）に定める資格の申請を行い、開札の時までに告示に定める資格を有すると認められた者のいずれかであって、かつ、一般競争入札参加資格確認申請書

の提出の日において次に掲げるすべての条件（以下「特定競争入札参加資格」という。）を満たす者

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限から競争入札参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていない者
- (2) 本件入札に参加しようとする者（個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。））が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人であるときは、そのうち一者のみが本件入札に参加できるものとする。
- (3) 納入しようとする物品が同等品の場合、仕様書に定めた条件を満たすことを証明できる者（ただし、納入しようとする物品が仕様書に記載された物品の場合、証明は要しない。）

3 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法並びに同説明書等に対する質問期限及び回答期限

- (1) 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法
公告の日から平成19年1月10日午後5時まで、次の場所において無償で交付する。
ただし、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。
なお、交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所本庁舎1階

京都市理財局財務部調度課

電話 075-222-3315

(2) 入札説明書等に対する質問期限及び回答期限

ア 入札説明書等に対して質問しようとする者は、市長に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合は、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面を、平成19年1月10日午後5時までに、持参により京都市理財局財務部調度課まで、提出しなければならない。

なお、書面の受付時間は、休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

質問期限締切後、入札説明書等に対する質問は、一切受け付けない。

イ 市長は、アにより質問を受けたときは、平成19年1月18日までに、質問に対する回答書を、京都市理財局財務部調度課において閲覧できるようにする。

4 競争入札参加資格確認の手続

(1) 提出書類

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けなければならぬ。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

ア 一般競争入札参加資格申請書

イ 添付書類

2 (3)に掲げる条件に係る証明書

ただし、納入しようとする物品が仕様書に記載された物品の場合、提出は要しない。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出方法

入札に参加しようとする者は、下記ウの場所に下記アの期間内に、4(1)に掲

げる書類を持参し提出すること。

なお、郵送する場合は書留郵便とし、下記アの期間内に必着させること。

ア 提出期間

公告の日から平成19年1月10日午後5時まで。ただし、休日を除く。

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

ウ 提出場所

3(1)の場所へ提出すること。

(3) 競争入札参加資格確認通知

一般競争入札参加資格確認申請書の受領後、競争入札参加資格の確認を行い、その結果は平成19年1月18日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日において特定競争入札参加資格を有していたと認められる登録業者以外の者が、平成19年1月18日の前日までに告示に定める資格の審査の申請を行っていた場合において、平成19年1月18日現在において告示に定める資格の審査が継続しているときは、その者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札することができるものとする。

なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 競争入札参加資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、競争入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

書面は平成19年1月24日午後5時までに、3(1)の場所へ持参により提出しなければならない。

なお、書面の受付時間は、休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、平成19年1月26日までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(5) 競争入札参加資格確認の取消し

市長は、競争入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、4(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

ア 落札決定の日時までに、規則第2条に基づき告示し、又は要綱第14条の規定により定めた2の入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 落札決定の日時までに、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他市長が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

5 入札執行の日時及び場所

①平成19年1月31日 午後2時30分

②平成19年1月31日 午後2時30分

京都市理財局財務部調度課入札室（①②同時に入室し、順番に入札を行う。）

なお、入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、平成19年1月30日午後5時までに上記3(1)の場所に必着させること。

一般競争入札参加資格の確認の結果の通知の前日までに告示に定める資格の審査を行っていた登録業者以外の者が、入札書を郵送しようとする場合において、入札書の到着の日においてその者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認

められることを条件として、入札書を受領するものとする。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1(3)の賃借期間に係る総額として見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 禁止事項

本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。

また、非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。

ただし、それぞれについて契約者が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得た場合を除く。

8 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 入札の無効

規則第6条の2各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 本契約は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものであり、京都市は、翌年度以降において当該賃借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
- (2) 前項の規定により、京都市がこの契約を解除した場合において、この契約の賃貸借の対象となった物件に係る契約者の取得費用及び付隨費用の合計額が、既に京都市が契約者に対して支払った当該賃借料を上回っていても、契約者は、その差額を京都市に請求することはできない。
- (3) 契約者は、前項に定めるもののほか、京都市がこの契約を更新しなかったために生じた損害の賠償について、京都市に請求することはできない。
- (4) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (5) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 詳細は、入札説明書による。
- (9) 本公告に関する問合わせ先 3(1)の交付場所に同じ。

11 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しないときは、この公告及びその他の本件入札に係る書類等は無効とする。この場合において、本件調達のために行った機器の手配等の準備行為に係る費用が既に発生していても、契約者は、その費用を京都市に請求することはできない。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be rent:

① Lease of educational computers for schools (Hiyoshigaoka, Murasaki no,

Tohnan and Ongaku high school)1 set

② Lease of educational computers for schools(Rakuyo Technical High School)1 set

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant document for the qualification: 5:00p.m. 10 January, 2007

(3) Time-limit of tenders:

2:30p.m. 31 January, 2007

(4) Contact point for the notice: Supplies Section, Finance Division, Finance Bureau, City of Kyoto

Teramachi-Oike, Nakagyo-ku, Kyoto 604-8571, Japan

Phone 075-222-3315

(理財局財務部調度課)